

発議第 3 号

松伏町議会会議規則の一部を改正する規則

松伏町議会会議規則（昭和63年松伏町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中	「 第14章 会議録（第117条—第120条） 第15章 全員協議会（第121条） 第16章 議員の派遣（第122条） 第17章 補則（第123条） 」	を	「 第14章 第15章 第16章 第17章 第18章 第19章
-----	---	---	--

公聴会（第117条—第122条）

参考人（第123条）

会議録（第124条—第127条）

全員協議会（第128条）

議員の派遣（第129条）

補則（第130条）

に改める。

第123条を第130条とする。

第17章を第19章とする。

第16章中第122条を129条とする。

第16章を第18章とする。

第15章中第121条を128条とする。

第15章を第17章とする。

第14章中第120条を第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰り下げる。

第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手續）

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条((公述人の発言))、第121条((議員と公述人の質疑))及び第122条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成25年12月13日提出

提出者	松伏町議会議員	山 崎 善 弘
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勝
賛成者	松伏町議会議員	高 橋 昭 男
賛成者	松伏町議会議員	佐々木 ひろ子
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木 勉

提 案 理 由

本会議において公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとしたいので、この案を提出するものである。